

年金制度総論

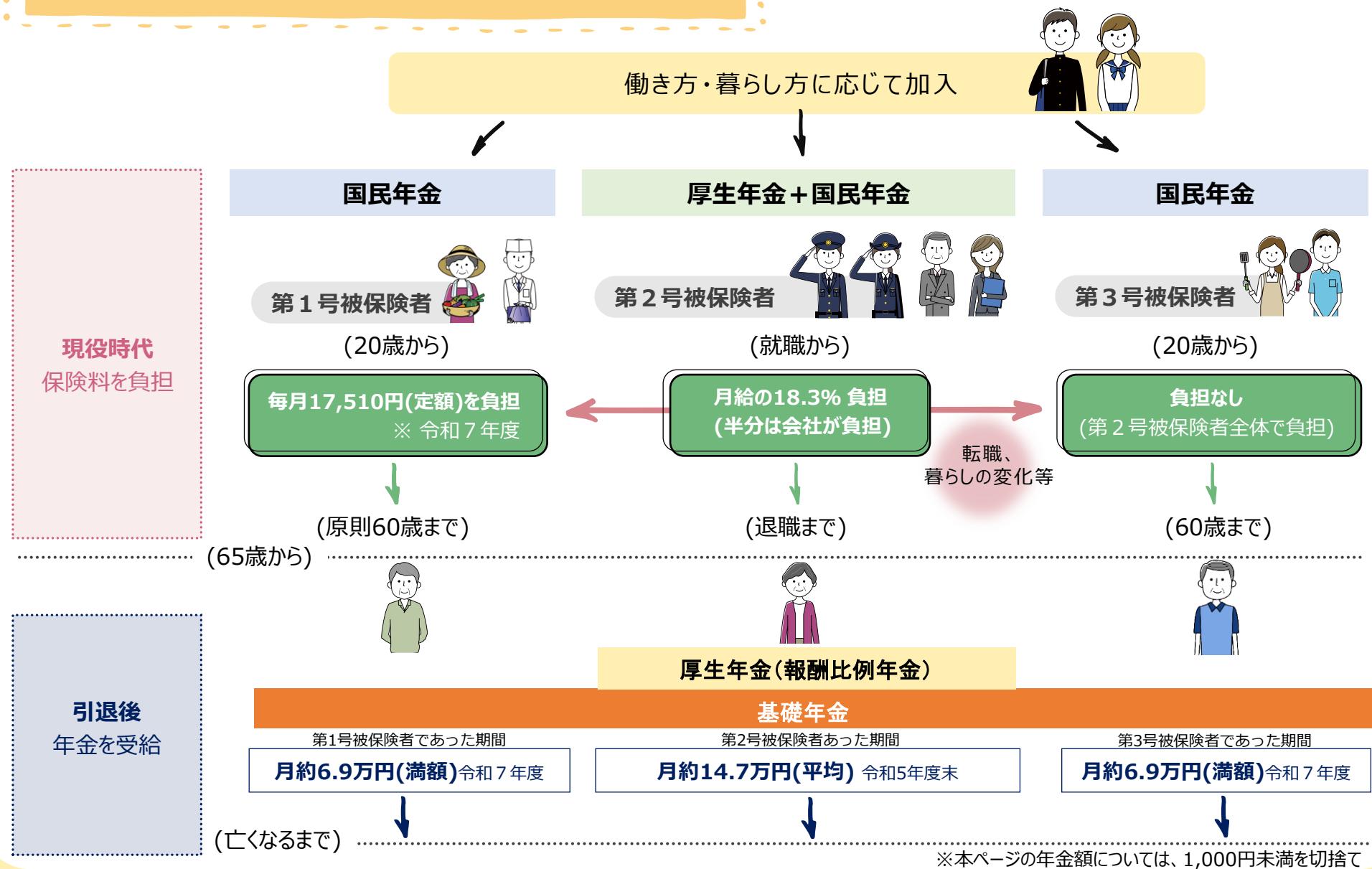
年金制度の基本的な仕組み

- ✓ 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- ✓ 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

■ …※任意加入



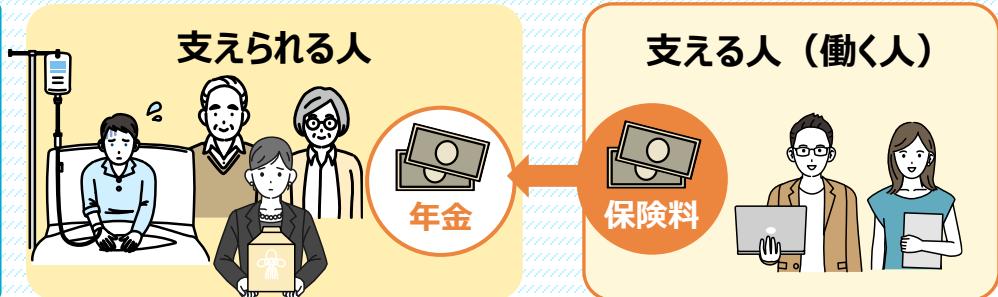
公的年金制度とライフコース



賦課方式と積立方式

賦課方式

現在



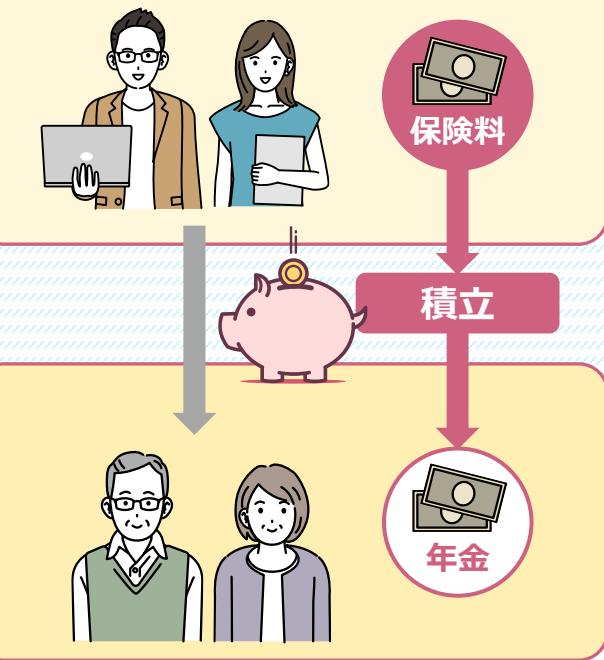
将来

支える人（働く人）が負担する保険料を、
その時代に年金を受け取る人（支えられる人）へ
支給する仕組み

積立方式

現在の自分

将来の自分



掛け金を積立てて運用し、
将来取り崩しながら受け取る
仕組み (iDeCoなど)

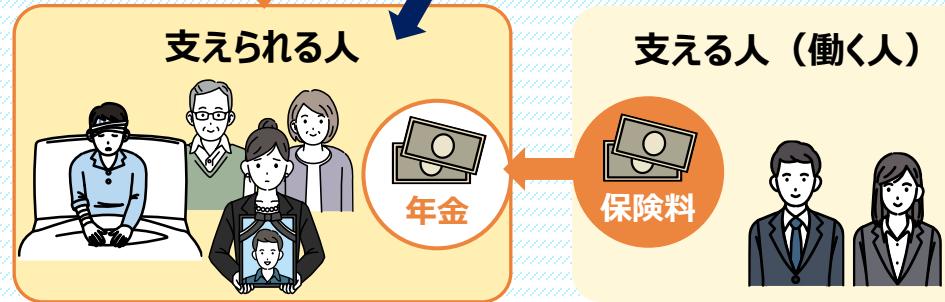
日本の公的年金はハイブリッド

長期的な
年金の財源

過去



将来



支える人がより多かった
時代からの積立金があり、
賦課と積立の
「ハイブリッド方式」
で運用されています



※保険料・積立金に加えて、国庫負担（税）でも給付

主要国の年金制度は？



賦課方式

アメリカ

(適用対象外)

老齢・遺族・障害保険

無業者 被用者及び自営業者



賦課方式

英國

(適用対象外)

国家年金

所得



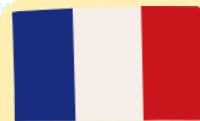
賦課方式

ドイツ

(適用対象外)
一部の自営業者年金

一般年金保険
鉱山労働者年金保険

無業者・
被用者及び
一部の自営業者



賦課方式

フランス

(適用対象外)

補足制度

基礎制度

(一般制度)
被用者・自営業者



賦課方式

スウェーデン

プレミアム年金は積立方式

割増(プレミアム)年金
所得に基づく年金
補足年金 → 保証年金
所得比例年金

所得

保証年金は、低・無年金者に対して税財源により支給
補足年金は、低年金者に対して税財源により支給



2024年4月1日時点 (アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン)
出典：各国政府の発表資料ほか

※1 スウェーデンは所得に基づく年金についての財政方式を記載している。
※2 その他、積立方式を採用している国は、シンガポール・チリなどがある。

ふ　か
賦課方式（現在）

支えられる人



支える人（働く人）



積み立て方式になると

無年金・低年金の方を
出さないようにするためにには…？



これから積立てられないので、
無年金・低年金と
なってしまう



現在の支えられる人の分と
将来の自分に向けた積立の
「二重の負担」が発生

制度改正総論

年金制度改正の全体像

基本の考え方

- 働き方や生き方、家族構成の多様化に対応する
- 現在の受給者、将来の受給者の双方にとって、老後の生活の安定、所得保障の機能を強化する



主な改正内容



社会保険の加入対象の拡大

中小企業の短時間労働者などが、厚生年金や健康保険に加入し、年金の増額などのメリットを受けられるようにします。



在職老齢年金の見直し

年金を受給しながら働く高齢者が、年金を減額されにくくなり、より多く働けるようにします。



遺族年金の見直し

遺族厚生年金の男女差を解消します。
子どもが遺族基礎年金を受け取りやすくなります。



保険料や年金額の計算に使う賃金の上限の引上げ

一定以上の月収のある方に、賃金に応じた保険料を負担いただき、現役時代の賃金に見合った年金を受け取りやすくなります。



その他の見直し

子どもの加算などの見直し、脱退一時金の見直しを行います。
iDeCoに加入できる年齢の上限引上げなど私的年金の見直しを行います。

※国会における審議の中で、今後の社会経済情勢を見極めた上で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合に、基礎年金のマクロ経済スライドを早期に終了させる措置を講じる旨の規定が追加されました。

年金制度改正の施行日



2026/4

2027/4

2028/4

2029/4

2030/4

2031/4

社会保険の
加入対象の
拡大



在職老齢年金
の見直し



遺族年金の
見直し



保険料や年金額の計算に
使う賃金の上限の引上げ



子の加算



賃金要件撤廃

公布から3年以内の政令で定める日～

新たな加入拡大の
対象となる方を支援
2026年10月～

企業規模要件を段階的に撤廃

従業員36～50人の企業は2027年10月～、21～35人の企業は2029年10月～、
11～20人の企業は2032年10月～、1～10人の企業は2035年10月～

支給停止の基準額(50万円)の引上げ
2026年4月～

遺族厚生年金の男女差解消
2028年4月～（20年かけて段階的に）

上限(65万円)の引上げ
65万円→68万円 2027年9月～
68万円→71万円 2028年9月～
71万円→75万円 2029年9月～

こどもを養育する年金受給者の加算額拡充
対象となる方の範囲拡大
2028年4月～

※常時5人以上の者を使用する個人事業所の適用対象の拡大は、既に存在する事業所は当分の間、対象外。

遺族基礎年金を受け取れる子どもの範囲拡大は、2028年4月施行。

iDeCoの加入可能年齢の引上げは、公布から3年以内の政令で定める日～。脱退一時金制度の見直しは、公布から4年以内の政令で定める日～。
マクロ経済スライド早期終了は、次回財政検証（2029年）の結果を踏まえて実施。

社会保険の加入対象の拡大

短時間労働者の社会保険の加入拡大が行われると…

- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、
自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなります。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障を受けられる方が増えます。

現在の 短時間労働者 加入要件

勤め先や賃金によって、社会保険に加入するかどうか異なります



51人以上企業等

✓ 週の勤務が**20時間以上**



✓ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

見直し後

週**20時間以上**働けば、勤め先にかかわらず社会保険に加入します

加入要件が
シンプルに！



51人以上企業等

✓ 週の勤務が**20時間以上**



✓ 給与が月額**88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

※学生は対象外です

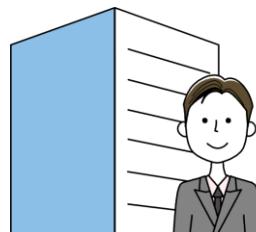
※見直しについては、段階を踏んで実施します

短時間労働者の加入要件

月額8.8万円以上の要件(賃金要件)を撤廃します

- いわゆる「**年収106万円の壁**」として意識されていることなどを踏まえ、撤廃します。
- 撤廃の時期については、全国の最低賃金の引上げの状況を見極めて判断します（法律の公布から3年以内）。

現在



2024年、地域別最低
賃金の最低額である
時給951円で働く人は…

週20時間

働いても、**月収8.2万円**

✓ 週の勤務が**20時間以上**



満たす

✓ 給与が**月額88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

満たさない

社会保険に加入しない

最低賃金
上昇



賃金要件を撤廃していくイメージ

20XX年、地域別最低賃金の最低
額が**時給1,016円**を上回ると
どの都道府県においても…

週20時間

働くと、**月収8.8万円**

✓ 週の勤務が**20時間以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

✓ 給与が**月額88,000円以上**



※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

週20時間働くだけで自動的に
社会保険に加入

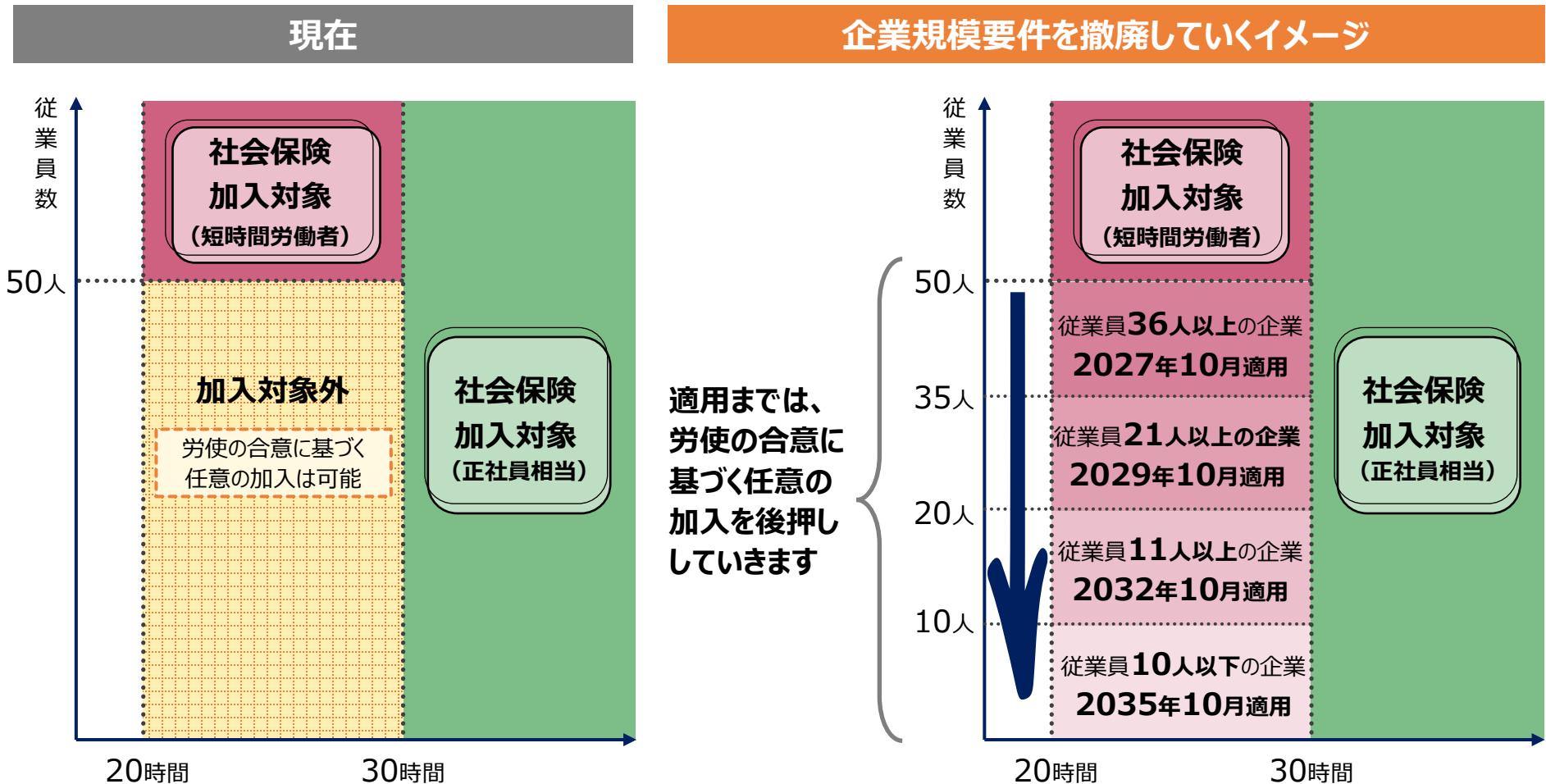
月額8.8万円以上の要件は撤廃

※最低賃金は都道府県ごとに決まっています

短時間労働者の加入要件

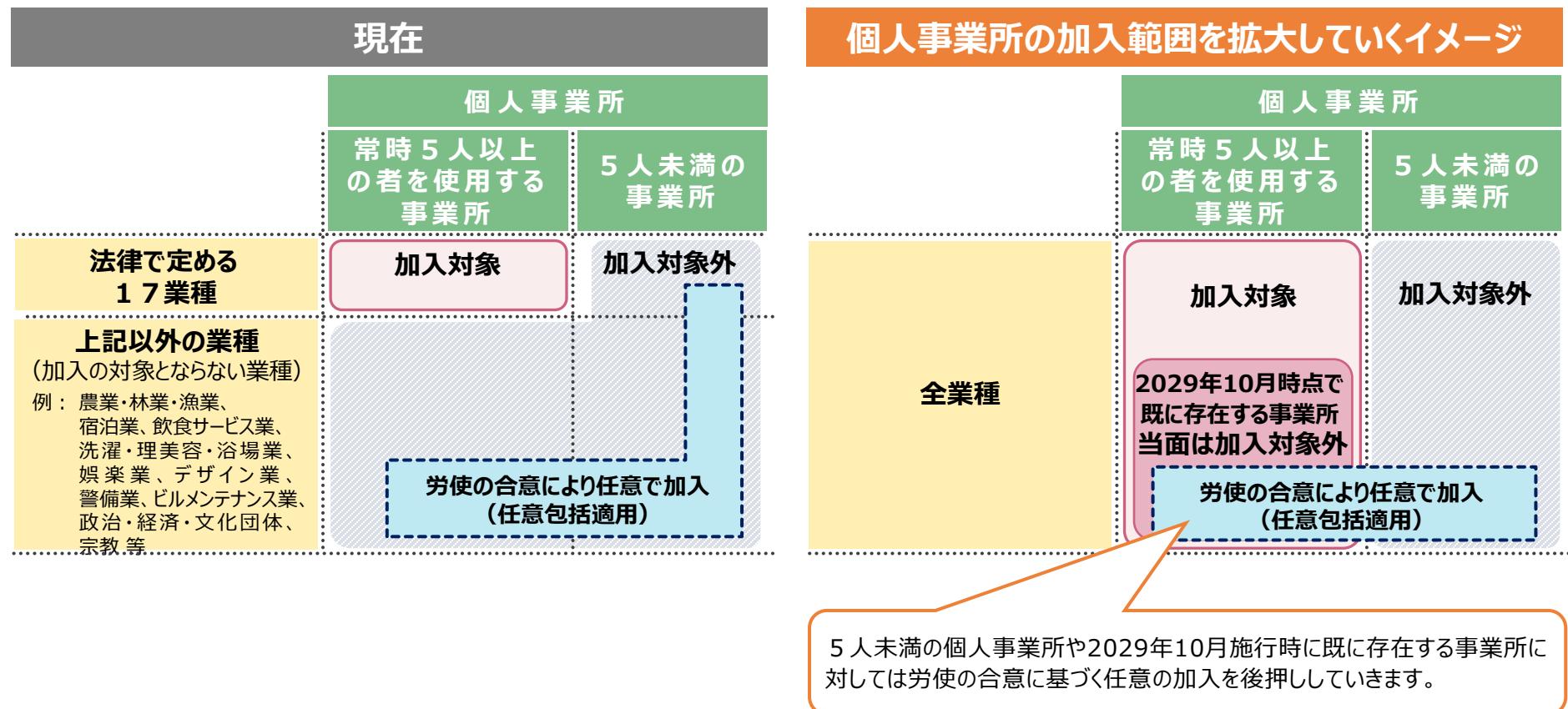
働く企業の規模にかかわらず加入するようになります

- 企業規模要件については、10年かけて段階的に縮小・撤廃し、短時間労働者が週20時間以上働けば、勤め先にかかわらず社会保険（厚生年金・健康保険）に加入できるようにします。



社会保険に加入する個人事業所の適用対象を拡大します

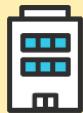
- 社会保険（厚生年金・健康保険）の加入する要件をわかりやすくし、
働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくなるようにします。
- 将来の年金の増額など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。



社会保険の加入拡大は第1号被保険者にとってもメリットがたくさん！

会社にお勤めの第1号被保険者は保険料を全額自己負担していますが、
第2号被保険者になると、**会社が半分負担**してくれます。
さらに、**給付も充実し、厚生年金が支給され、傷病手当金なども受給できる**ようになります。

就労条件が変わらずに…



**厚生年金保険と
健康保険に加入**

第2号被保険者

さらに医療保険から傷病手当金・出産手当金を受給できます。

会社
12,500円/月
本人
12,500円/月

保険料負担

厚生年金(終身)
基礎年金(終身)

給付



**企業規模要件を
撤廃すると**

50人以下の企業で
年収130万円、週20時間未満お勤めの方



**国民年金と
国民健康保険に加入**

会社にお勤めの 第1号被保険者

本人
23,600円/月

保険料負担

基礎年金(終身)

給付

※本ページの保険料額については、100円未満を切上げ

社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援します

企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険（厚生年金・健康保険）の加入対象となる**短時間労働者に対し3年間、事業主の追加負担により、社会保険料の負担を軽減できる特例的・時限的な措置を実施します。**事業主が追加負担した保険料について、国などがその全額を支援します。

支援の流れ

①まずは、**会社からの申請**が必要です。
(従業員数50人以下の会社などが対象です。)



②会社が法令で定めた負担割合により労使折半を超えて保険料を多く支払います。その結果、**本人負担分は少なくなります。**(対象：月収12.6万円以下の短時間労働者)



③会社が多く支払った分は、**国などがその全額を支援します**(最大3年間、3年目は軽減割合を半減)。



この支援で社会保険料の負担が軽減されても、将来の年金額が減ることはあります！

具体的には

年収106万円 (月収8.8万円) の場合	本来
負担割合 (労働者：使用者)	50：50
本人負担額	12,500円
事業主負担分	12,500円



支援策を使うと

25：75

6,250円

12,500円

+6,250円

国などが全額を支援

事業主への支援

- 事業主向けの支援として、社会保険の加入にあたり労働者の収入を増加させる事業主への支援、加入拡大に関する事務の支援や生産性向上等に資する支援を検討しています。

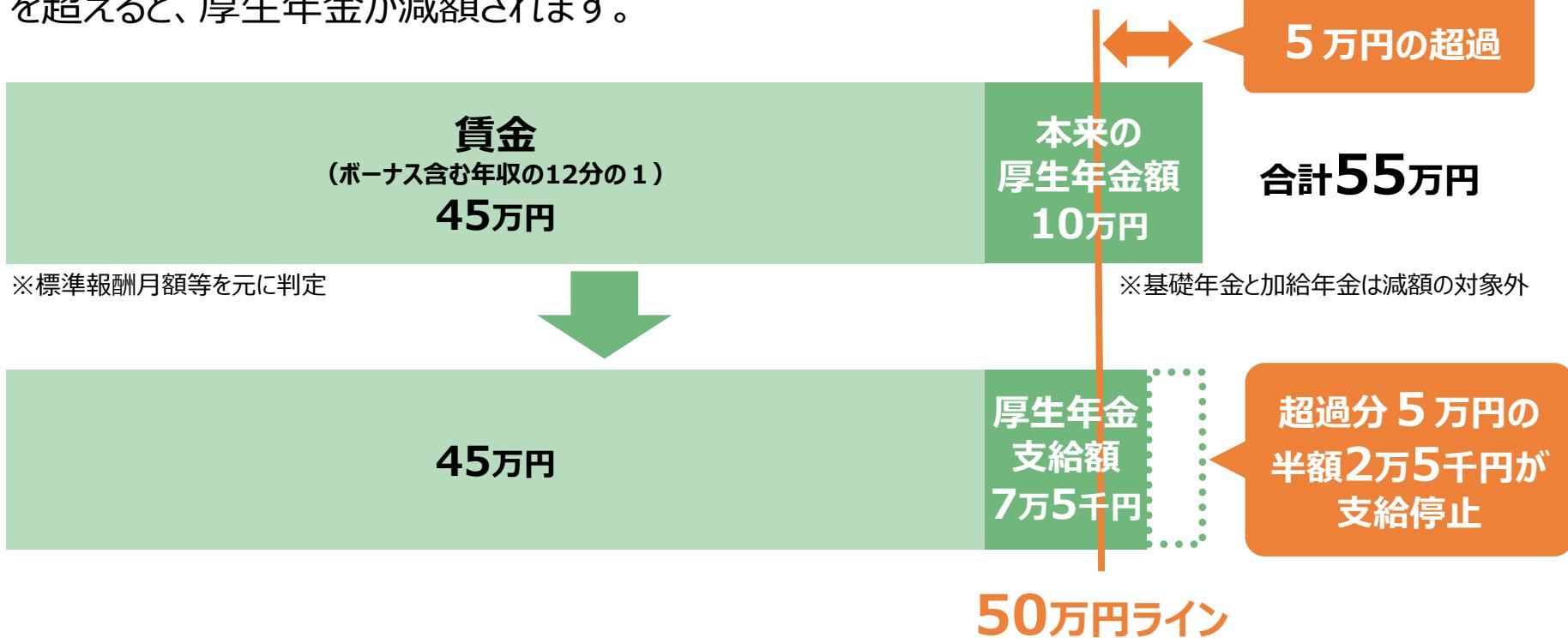
※本ページの保険料額については、100円未満を切上げ

在職老齢年金の見直し

現在の在職老齢年金制度について

在職老齢年金とは、報酬のある方は年金制度を支える側に回っていただくという考え方に基づき、一定の賃金を有する高齢者について、本来受給できる給付を制限する仕組みです。

働く高齢者の賃金と厚生年金の合計が50万円（2024年度の場合）を超えると、厚生年金が減額されます。



65歳以上の在職老齢年金制度の状況

平均寿命と健康寿命が伸びる中、**働き続けたいと考える高齢者が増えており、**
さらに人材確保や技能継承等の観点で、高齢者の活躍を求める世の中のニーズも高まっています。

65歳時点平均余命

1990年

男性：16.22年、女性：20.03年

2070年（推計）

男性：23.14年、女性：28.36年

健康寿命

2001年

男性：69.40歳、女性：72.65歳

2019年

男性：72.68歳、女性：75.38歳

就業率

65～69歳：34.7%（2003年）

65～69歳：53.5%（2023年）

令和4年 内閣統計局および厚生労働省「完全生命表」

令和元年 厚生労働省「簡易生命表」

令和5年 総務省「労働力調査」

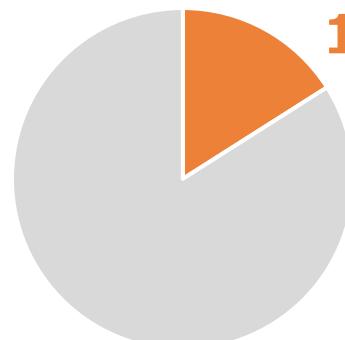
令和5年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

（令和5年推計[中位]）

高齢者の働く機会が増加する中、
働く年金受給権者**308万人**のうち
16%は年金が減額されています。
(2022年度末 年金局調べ)

65歳以上の在職受給権者

在職停止者
16%



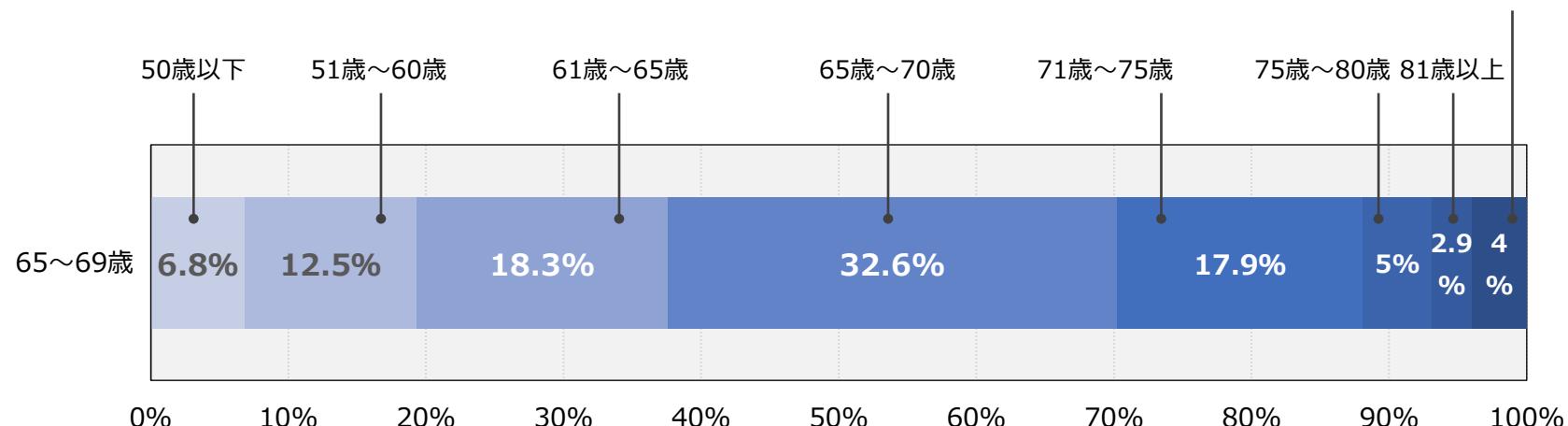
在職老齢年金を取り巻く環境①



何歳まで仕事をしたいか、高齢者の意向

Q. あなたは、何歳頃まで収入を伴う仕事をしたいと考えますか。既に退職し、今後働く予定のない方は、何歳頃に収入を伴う仕事を退職しましたか。

これまで働いておらず、これから働く予定もない・
考えたことがない・無回答



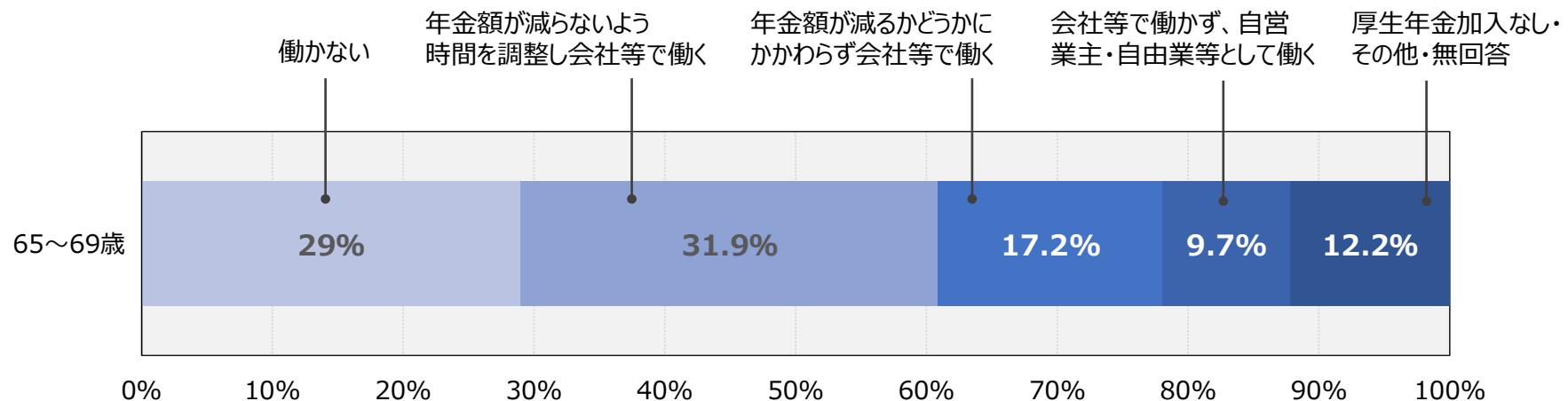
引用元：令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

在職老齢年金を取り巻く環境②



厚生年金を受け取る年齢になったときの働き方

- Q.** 厚生年金を受け取りながら会社などで働く場合、一定以上の収入があると、受け取る年金額が減ることになります。
あなたが厚生年金を受け取る年齢になったとき、どのように働きたいと思いますか？



引用元：令和6年 内閣府「生活設計と年金に関する世論調査」

高齢者の働きやすさを向上させるために、在職老齢年金制度のあり方が課題になっています。

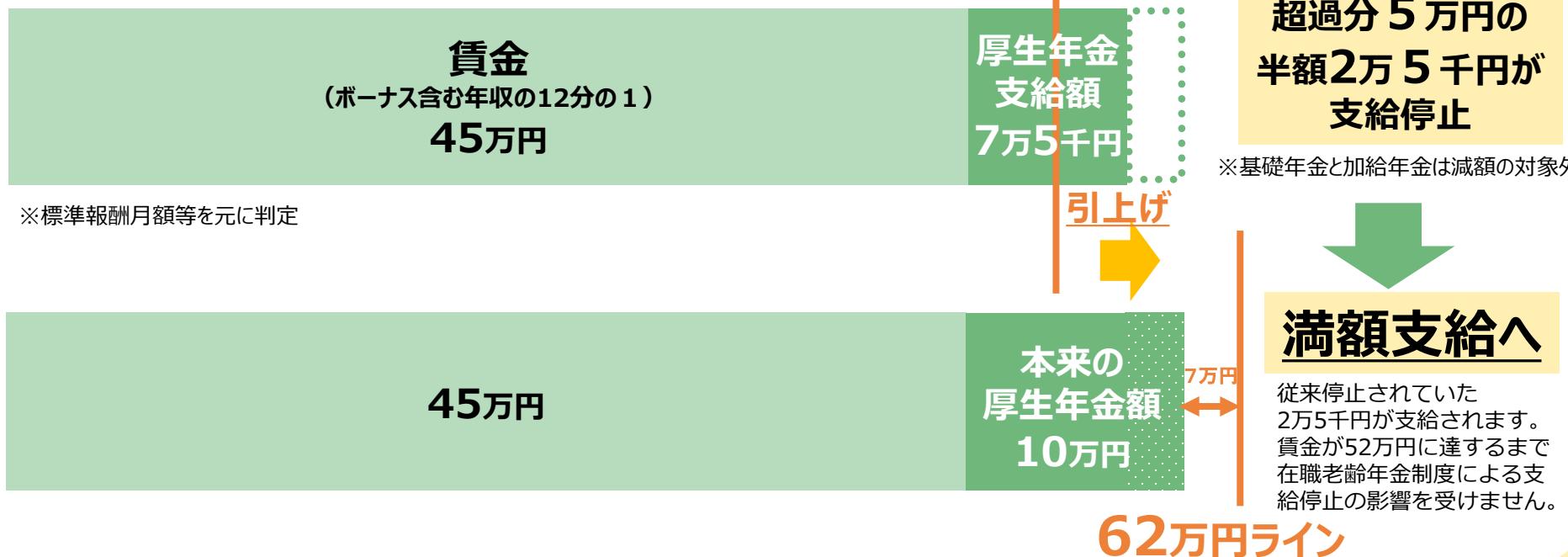
在職老齢年金制度の見直しについて

高齢者の活躍を後押しし、ライフスタイル等の多様化の反映、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の支給停止の基準額の引上げを予定しています。

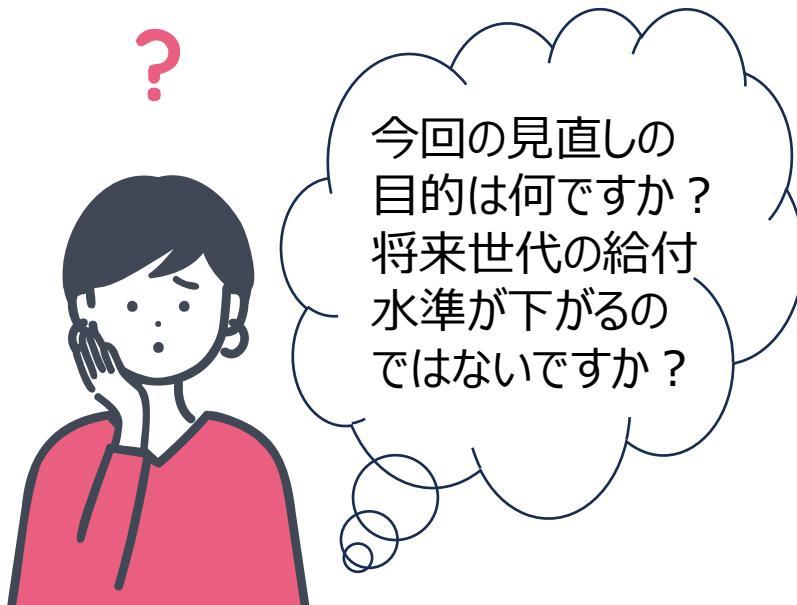
(50万円⇒62万円へ)

※2024年度の金額。毎年度賃金変動に応じて改定。

賃金45万円、厚生年金10万円の場合



よくいただく述問



人手不足が深刻となる中、高齢者の活躍の重要性が高まっています。

在職老齢年金制度が高齢者の労働意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例もあることから、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ労働を抑制しない、ライフスタイル等の多様化の反映、働きたい人がより働きやすい仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討しています。

在職老齢年金制度の支給停止の基準額を引き上げる場合は将来世代の給付水準が低下するため、現行制度を維持すべきというご意見があることと承知しています。

しかし、在職老齢年金制度の見直しを含め、制度改正全体で見れば、将来の給付水準が上昇します。

保険料や年金額の計算に使う
賃金の上限の引上げ

厚生年金における保険料の算定対象について

厚生年金における保険料は報酬（毎月受け取る賃金など）と賞与についてそれぞれ別に算定します。

報酬

（毎月受け取る賃金など）

3か月（基本4～6月）の
報酬を元に
「標準報酬月額」を算出

報酬月額	標準報酬月額
195,000 ~ 210,000	200,000
210,000 ~ 230,000	220,000
230,000 ~ 250,000	240,000
250,000 ~ 270,000	260,000

賞与

賞与が支給されるごとに
「標準賞与額」を算出

1,000円未満の端数を切り捨てた額が
「標準賞与額」

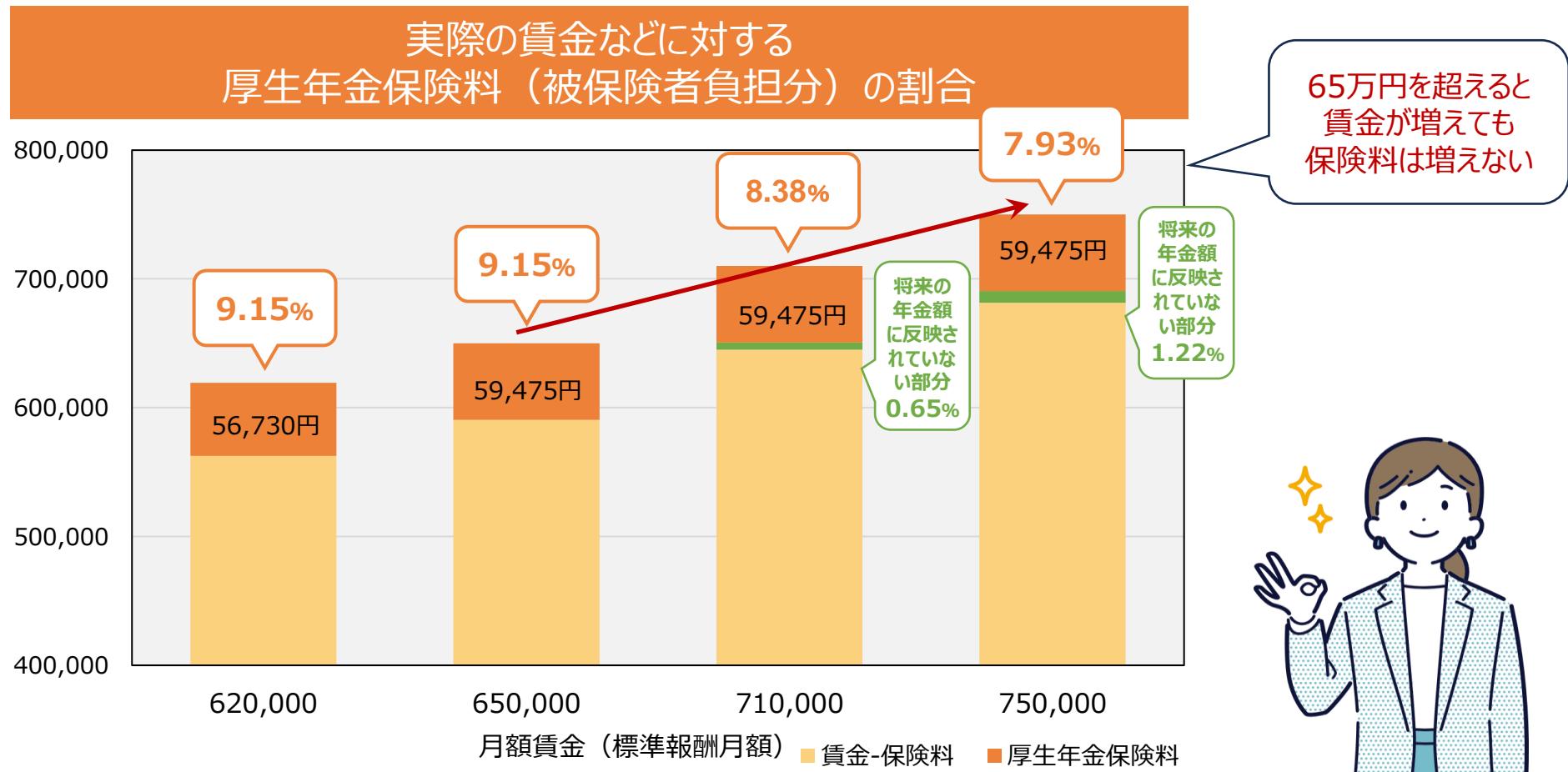
1回の上限は150万円と
定められている



それについて、保険料率（18.3%）を掛けて保険料を決定します。
ご本人の負担はその半分です。

実際の賃金などに対する保険料の割合

現在の標準報酬月額の上限（65万円）を超える賃金などを受け取っている方は、実際の賃金などに対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない状態となっています。



標準報酬月額の上限の見直しを行った場合の給付と負担

毎月の賃金などが65万円以上の方の保険料と年金額の増加額（1年分）

標準報酬月額の上限	保険料の増加 (本人負担分)	年金額の増加
68万円に改正した場合	3.3万円/年	3.7万円/年（終身）
71万円に改正した場合	6.6万円/年	7.3万円/年（終身）
75万円に改正した場合	11.0万円/年	12.2万円/年（終身）

※同じ保険料で20年間加入した場合のおおよその金額です

新たな上限に該当する人や企業の保険料は増えますが、**将来の年金額も増えます。**

対象となるのは、現在の標準報酬月額の上限（65万円）を超える賃金などを受け取っている方です。賞与も含めると、年収1,000万円程度に相当します。



遺族年金の見直し

遺族年金とは？

会社員（第2号被保険者）の場合



万が一のことが
あっても…



遺族厚生年金

厚生年金

国民年金

要件を満たせばどちらももらえる

遺族基礎年金

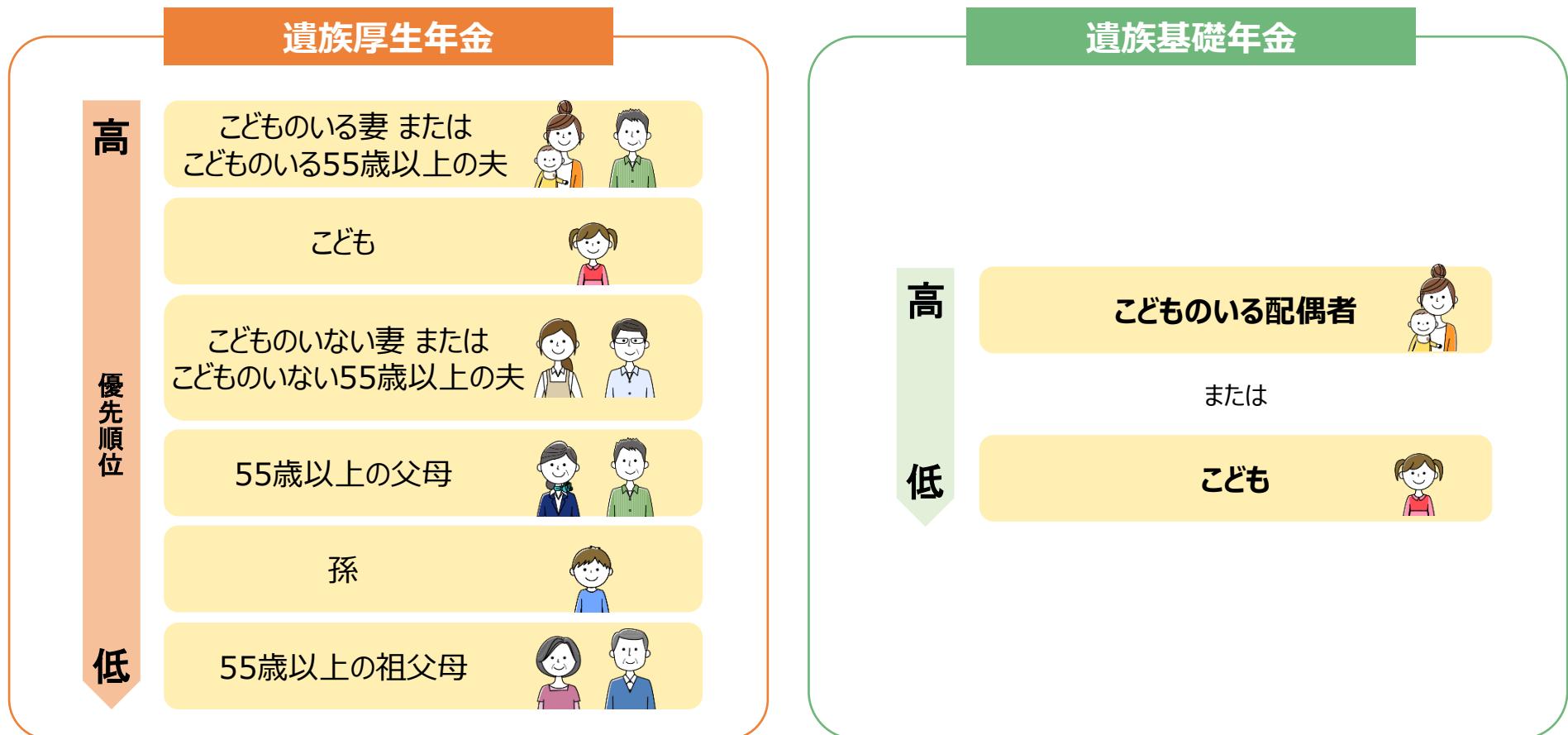
に加入する方が亡くなった場合に



一定の要件を満たせば
残された方（遺族）で最も優先順位が
高い方が受給

遺族年金は誰がもらえる？

死亡した被保険者によって生計を維持されていた人のうち、最も優先順位が高い人がもらうことができます



※こども・孫：18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

遺族年金はいくらもらえる？

会社員（第2号被保険者）の場合



万が一のことが
あっても…



厚生年金

国民年金

- 会社員で、国民年金と厚生年金保険に加入
- 妻と2歳のこども※₁がいる
- 30歳で亡くなった
- 厚生年金の加入は**8年間**（22歳～30歳）
- これまでの平均収入は35万円

遺族厚生年金

厚生年金に**25年加入**したものとみなされる

平均収入35万円・**25年加入**の老齢厚生年金相当額
 $\times \frac{3}{4}$

=**年431,600円** ※₂

要件を満たせばどちらももらえる

遺族基礎年金

こども※₁がいる間は…

年816,000円 + 年234,800円
(定額の基本年金額(2024年度)) (子に対する加算額(2024年度))

=**年1,050,800円** ※₂

※₁ こども：18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

※₂ 所得税、住民税、保険料はかからない。また、100円未満を切捨て

遺族基礎年金とは

遺族年金は「**亡くなった方**」が保険料納付などの要件を満たしていれば、その**遺族**が受け取ることができます。

亡くなった方の要件



- 国民年金加入中に死亡した(※)
- 60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所があり、過去に国民年金に加入していた(※)
- 保険料を納付・免除した期間等が合計25年以上ある

※一定の納付要件を満たすことが必要です

年金を受け取れる遺族

1



こども※1がいる妻・夫

2



こども※1・※3

※1 こども：18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

※2 ①②のうち、①を優先して支給

※3 生活をともにしている父母がない場合のみ

遺族厚生年金とは

遺族年金は「亡くなつた方」が保険料納付などの要件を満たしていれば、その**遺族**が受け取ることができます。

亡くなつた方の要件



- 現役会社員が死亡した(※)
- 病気・けがで会社を退職後 5 年以内に死亡した(※)
- 障害等級 1 級・2 級の障害厚生年金を受給していた
- 保険料を納付・免除した期間等が合計25年以上ある

※一定の納付要件を満たすことが必要です

年金を受け取れる遺族

- ① こども※₁がいる妻



- ② こども※₁



- ③ こどもがいない妻
(30歳未満は有期給付)



- ① (こどもがいる場合)
③ (こどもがない場合) 夫
(死亡当時55歳以上)



- ④ 父母



(死亡当時55歳以上)

- ⑤ 孫※₁



- ⑥ 祖父母
(死亡当時55歳以上)



※1 18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

※2 数字は年金を受け取れる遺族の優先順位

子どもがいない60歳未満の方 遺族厚生年金の改正で何が変わる？

改正前



配偶者の死亡時点で…

30歳未満

30歳以上

5年

5年の有期給付

無期限の給付

55歳以上

60歳以上

55歳まで受給権なし

無期限の給付

改正後



妻・夫

5年

配慮が必要な場合は5年目以降も給付が継続

60歳未満

5年の有期給付（増額）+配慮措置

- 死亡分割により老齢厚生年金が増額
- 年収850万円以上の方も受け取れるように
- （配慮が必要な場合は）5年目以降も給付を継続

無期限の給付

※60歳以上に受給権が発生した方は現行どおり

2028年度に40歳以上になる妻は、これまでと変更ありません！

子どもがいない60歳※未満の妻・夫の遺族厚生年金

※20年かけて引上げ

改正前

夫の死亡時に…



30歳未満の妻 → **5年のみ受給**



30歳以上の妻 → 生涯受給できる

妻の死亡時に…



55歳未満の夫 → **受給できない**



55歳以上の夫 → 生涯受給できる
(60歳までは支給停止)

改正後



60歳未満の妻・夫

→ **5年間の有期給付（増額）+配慮措置**

- 死亡分割により老齢厚生年金が増額
- 年収850万円以上の方も受け取れるように
- (配慮が必要な場合は) 5年目以降も給付を継続

今回の改正後も変わりなく受給できる方

- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 60歳以降の妻・夫
- 18歳未満のこどもを養育する間にある方の給付内容
- 2028年度に40歳以上になる妻

子どもがない60歳※未満の妻・夫の遺族厚生年金

※20年かけて引上げ

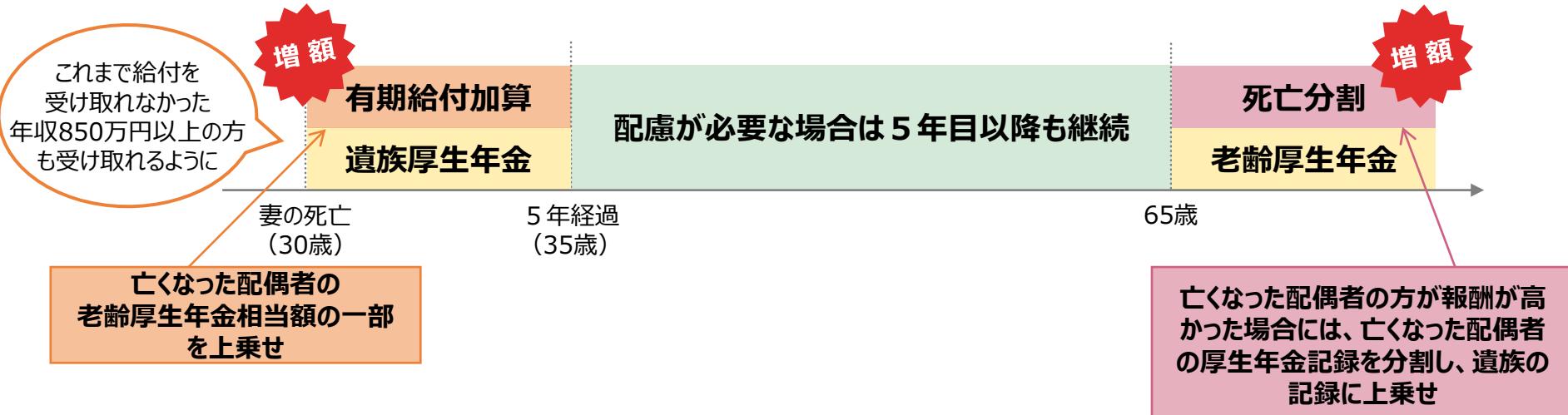
改正の趣旨 ➤ 男女差を解消することが目的です

- 5年間の有期給付に
- 子どものいない（55歳未満の）男性にも支給されるように
- 残された遺族の年金を増額
(有期給付加算による増額 + 死亡分割による増額)
- 年収要件を撤廃し、収入に関係なく受け取れるように
- 配慮が必要な場合は5年目以降も給付を継続

今回の改正後も変わりなく受給できる方

- 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- 60歳以降の妻・夫
- 18歳未満の子どもを養育する間にある方の給付内容
- 2028年度に40歳以上になる妻

例えば、子どもがない30歳の夫が妻を亡くした場合

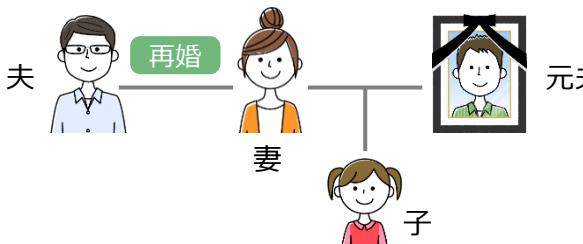


遺族基礎年金を受け取れることもが増えます

こどもを養育している人の状況にかかわらず、こどもが遺族基礎年金を受給できるようにします。

これにより、こどもが自身の選択によらない事情に左右されることなく、遺族基礎年金を受給できるようになります。

例えば以下の場合に、これまで受け取れなかった遺族基礎年金を受け取れます。

被保険者が亡くなった以降の状態	こどもは遺族基礎年金を受け取れる？
亡くなった被保険者の配偶者がこども※と生計を同じくしているとき	親が受け取れるため、こどもは受け取れない
子どもの生計を維持している配偶者が、被保険者が亡くなった後に再婚 	親もこどもも受け取れなかつたのが、こどもが 遺族基礎年金を受け取れる ように ①配偶者が再婚するまでは、配偶者が遺族基礎年金を受け取れる ②配偶者が再婚すると、配偶者の遺族基礎年金は失権 ③子どもが遺族基礎年金を受け取れる
子どもの生計を維持している配偶者の収入が850万円以上	遺族基礎年金を受け取れる ように
子どもが直系血族（または直系姻族）の養子となる	遺族基礎年金を受け取れる ように
被保険者が死亡した後に、離婚していた元配偶者がこどもを引き取る	遺族基礎年金を受け取れる ように

※こども：18歳になった年度末までまたは障害状態にある20歳未満の方

子に係る加算

子どもがいる場合の加算の見直し

年金には、子どもを養育している年金受給者の方に対し、年金額を加算する仕組みがあります。今回、この加算額の引上げに加え、老齢基礎年金のみを受給されている方など、対象者の範囲を広げることを予定しています。

対象者

✓ 年金を受給している。

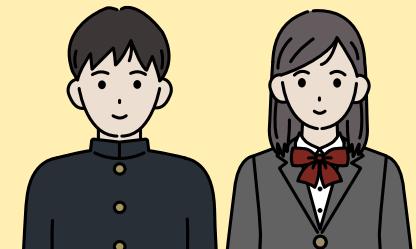
(老齢基礎年金、老齢厚生年金、
障害基礎年金、障害厚生年金（1級、2級）、
遺族基礎年金、遺族厚生年金)

※下線部は今回の改正で加算が新設される年金です。



✓ 子どもがいる。

(18歳になった年度末まで (一定程度の障害がある子どもは20歳まで))



子どもがいる場合の加算額を引き上げます！ (現在受給している方も対象になります)

現在の加算額

1人につき
年額234,800円

1人につき
年額78,300円

引上げ

改正後の加算額



※上記の金額は2024年度価格の年額です。

万一のとき受け取ることができる年金額が手厚くなります

想定 ケース

例：配偶者と子ども3人を残し、不慮の事故で死亡した。
(配偶者へ支給される遺族基礎年金)

改正前

1,363,900円 (年額)

$$= \text{遺族基礎年金} + \text{子どもの加算}$$
$$= 816,000\text{円} + 547,900\text{円}$$

(
1人目234,800円
+2人目234,800円
+3人目 78,300円
)

改正後

1,661,100円 (年額)

$$= \text{遺族基礎年金} + \text{子どもの加算}$$
$$= 816,000\text{円} + 845,100\text{円}$$

(
1人目281,700円
+2人目281,700円
+3人目281,700円
)

※いずれも2024年度価格の年額です。

※配偶者が子どもと生計同一関係にあることなどの条件があります。

※子どもは国内居住要件などを満たす必要があります。

※遺族基礎年金に加え、遺族厚生年金が受給できる場合もあります。

